

3 行政庁への届出

鳥取県知事の許可・免許を受けている場合は、鳥取県に届出手続をしてください。
国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、中国地方整備局に届出手続をしてください。

【届出方法および問い合わせ先について】

許可・免許	業者種類	届出先	届出方法	連絡先・問い合わせ先	備考
鳥取県知事	建設業者	本庁県土整備部県土総務課建設業担当	郵送又は持参（窓口提出）	0857-26-7454	○提出部数は1部ですが、控えが必要な場合はさらに1部をご用意ください。また、郵送による届出で控えが必要な場合は、返信用封筒（宛名を記載し、郵送に必要な金額分の切手を貼り付けたもの）を必ず同封してください。
	宅地建物取引業者	東部総合事務所生活環境局建築住宅課【鳥取市・岩美郡・八頭郡の事業者】	郵送又は持参（窓口提出）	0857-20-3646	
		中部総合事務所生活環境局建築住宅課【倉吉市・東伯郡の事業者】	郵送又は持参（窓口提出）	0858-23-3235	
		西部総合事務所生活環境局建築住宅課【米子市・境港市・西伯郡・日野郡の事業者】	郵送又は持参（窓口提出）	0859-31-9751	
国土交通大臣	建設業者 宅地建物取引業者	国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	郵送又は持参（窓口提出）	082-221-9231	○届出書の提出部数は正本1部です。 ○各県を経由せず、直接中国地方整備局に提出して下さい。 （郵送送付先）〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2番15号

4 届出期間は基準日から3週間以内です。

届出手続は毎年「4月1日から21日※」および「10月1日から21日※」に行うことが必要です。
期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることとなります。

※ 休日の場合は翌営業日になります。

作成・問い合わせ先

○国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室／総合政策局建設業課・不動産業課（電話）03-5253-8111（代表）
URL: <http://www.mlit.go.jp>（HPトップのトピックス内「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー」をご覧ください。）

○都道府県連絡先：鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課／県土整備部県土総務課（電話）0857-26-7111

新築住宅を供給する事業者の方への大切なお知らせ

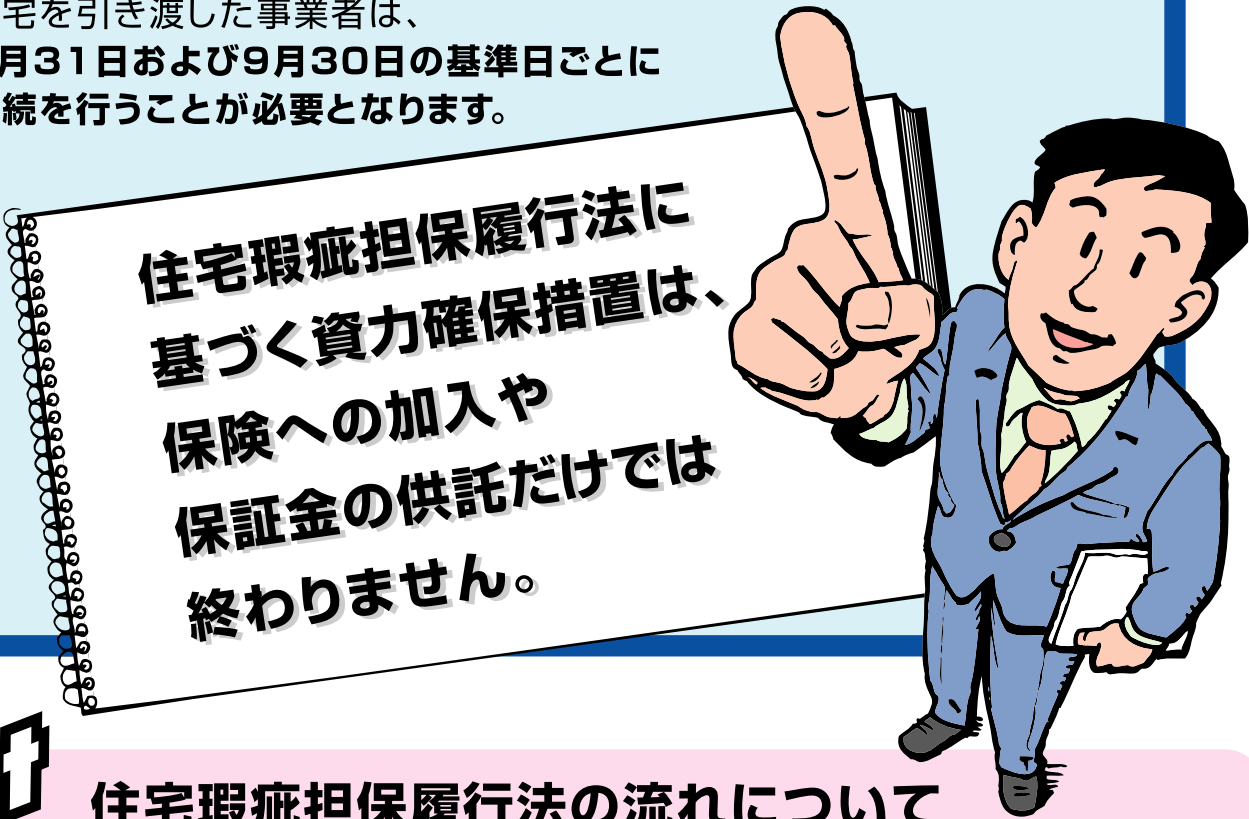
鳥取県版

住宅瑕疵担保履行法

～特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律～

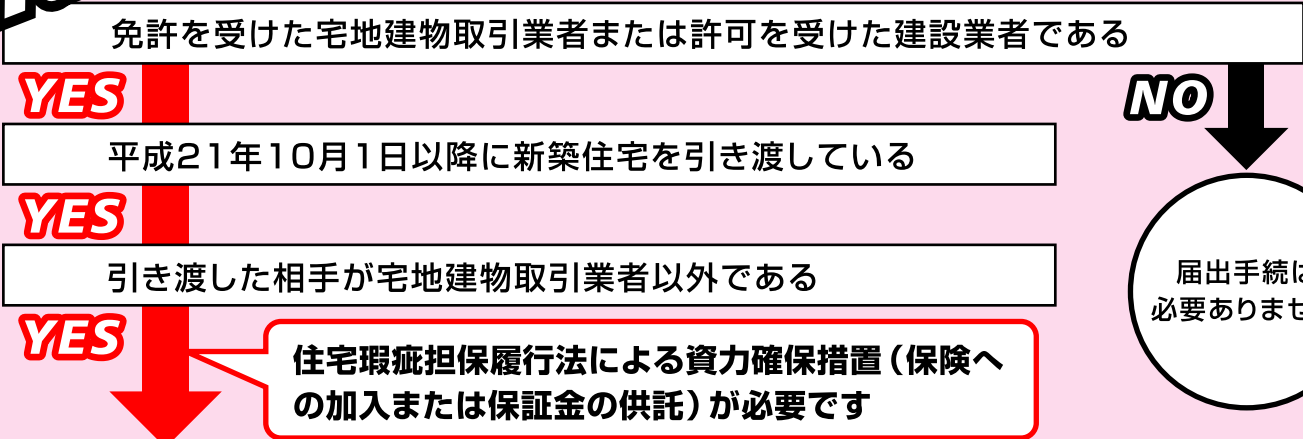
基準日における届出手続

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、
新築住宅を引き渡した事業者は、
毎年3月31日および9月30日の基準日ごとに届出手続を行うことが必要となります。



Start

住宅瑕疵担保履行法の流れについて



届出手続が必要です

届出手続に必要な書類

- ✓届出書
- ✓引渡し物件一覧表
- ✓保険契約締結証明書または供託書の写し（保険加入の場合）（供託の場合）

パンフレット中面をご覧ください

